

## 老朽危険空き家除却支援事業 補助金交付申請受付

小松島市では、地震などによる倒壊で道路を閉塞する恐れのある老朽化して危険な空き家について、所有者が除却工事を行う場合に補助金を交付します。

次の要件を全て満たす住宅が対象です。

◎現在使用されておらず、今後も使用される見込みのないもの。

◎倒壊すれば前面道路等を閉塞し、避難・救助活動に支障をきたす恐れがあるもの。

◎空き家判定士が実施する建物の「不良度判定」で、腐朽・破損などの程度が一定以上であり、市が倒壊の危険性がある空き家として是正指導したもの。

**【事前調査】** 本事業の補助金を受けるためには、事前に空き家判定士による老朽危険空き家に該当するか否かの「不良度判定」の調査を受ける必要があります（不良度判定費用の自己負担金として3千円が必要）。

**【補助金額】** 除却工事（補助対象工事）費の5分の4以内（最大80万円）

**【受付期間】** 6月8日（火）から6月18日（金）までの各日午前8時30分から午後5時15分まで（土日を除く）

**【受付場所】** 市住宅課

**【抽選日】** 6月25日（金）午前10時

**【抽選場所】** 市役所4階大会議室

※受付件数が定数内であった場合は、抽選は行いません。

代理の方が抽選に来る場合、家屋所有者等からの委任状が必要になります。受付申込書および委任状は、市ホームページよりダウンロードしていただくか、市住宅課でお受け取りください。

※受付終了後の「不良度判定」調査のみの受付はいたしません。この受付申込は、「不良度判定」の受付であり、補助金の交付が確約されるものではありません。

**【申込・お問い合わせ先】**

市住宅課（市役所2階）☎32・2120 / FAX 32・7800

Mail:juutaku@city.komatsushima.  
i-tokushima.jp

## 「小松島市まちづくり計画策定会議」の委員の募集を行います

小松島市では、まちづくりの具体的な将来ビジョンを確立するため、小松島市都市計画マスタープランと小松島市立地適正化計画を策定します。

つきましては、広く市民の皆様のご意見を反映させるため、「小松島市まちづくり計画策定会議」の委員を市民の皆様から募集します。

**【都市計画マスタープランとは】**

「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、主に土地利用や都市施設（道路、公園など）の整備に関する基本方針を示し、小松島市の特色を踏まえた目指すべき将来像とその実現に向けたまちづくりの方向性を明らかにしていくものです。

**【立地適正化計画とは】**

人口減少社会に対応したコンパクトなまちづくりのため、居住機能や生活サービス機能などを誘導する区域の指定や誘導するために行う施策等を示す計画です。

**【募集人数】** 2名程度

**【応募資格】** 小松島市内に在住、在勤または在学し、令和3年4月1日現在、満18歳以上の方

**【応募方法】** 次の書類を郵送、持参またはメールのいずれかにより提出してください。

①所定の申込書

市まちづくり推進課で配布するほか、市ホームページからダウンロードできます。

②「高速道路の開通を見据えた、将来の小松島のあるべきまちの姿について」をテーマとした作文（800字程度）

**【応募期間】** 6月22日（火）まで

**【業務の内容】**

①会議の委員として、市の指定する日に開催する会議（平日の日中、令和3年度に3回程度開催予定）に出席し、小松島市都市計画マスタープランと小松島市立地適正化計画の策定について、幅広い視点からご意見をいただきます。

②委員の任期は、選任された日から令和4年3月31日までを予定しています。

**【応募・お問い合わせ先】**

〒773-8501 小松島市横須町1番1号  
小松島市役所まちづくり推進課 都市政策推進室（市役所2階）

☎32・3957 / FAX 33・2104

Mail:machidukuri@city.komatsushima.  
i-tokushima.jp